

シンポジウム

なぜ、女性差別撤廃条約

選択議定書の批准は必要か

～パトリシア・シュルツ国連女性差別撤廃委員会個人通報作業部会長と考える～

パトリシア・シュルツ国連女性差別撤廃委員会個人通報作業部会長をお招きし、選択議定書批准の必要性を中心に、女性差別撤廃委員会からの要請や日本の現状等について考える大変貴重な機会となります。ぜひ多くの方のご参加をお待ちしております。

日時 | 2018年10月2日(火)18:00～20:00 (開場17:45)

会場 | 弁護士会館17階1701会議室

※一時保育の御利用について (要予約)

ご希望の方は、下記の問い合わせ先に、9月21日(金)までに御連絡ください。

参加費無料
事前申込不要
定員：100名

第1部 講演 (英語で実施・日本語通訳あり)

「なぜ、女性差別撤廃条約選択議定書の批准は必要か」

講師／パトリシア・シュルツ氏 (スイス・国連女性差別撤廃委員会個人通報作業部会長)

逐次通訳／板倉 由実氏 (東京弁護士会・日弁連両性の平等に関する委員会特別委嘱委員)

第2部 報告・パネルディスカッション (日本語で実施・英語からの通訳あり)

- ① 女性差別撤廃条約選択議定書批准に関する日本の現状と女性差別撤廃委員会からの要請
- ② 個人通報制度についての日弁連の活動状況について
- ③ 女性差別撤廃条約選択議定書批准へのNGO活動について

コーディネーター／山下泰子氏 (文京学院大学名誉教授)

パネリスト

パトリシア・シュルツ氏 (スイス・国連女性差別撤廃委員会個人通報作業部会長)

大川 秀史氏 (東京弁護士会・日弁連自由権規約個人通報制度等実現委員会事務局次長)

柚木康子氏 (日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク・共同代表世話人)

お問い合わせ 日本弁護士連合会 人権部人権第二課 TEL:03-3580-9941

主催：日本弁護士連合会 共催：日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク・国際女性の地位協会